

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件 二〇六
- 道路の区域を変更する件二件 二〇六
- 道路の供用を開始する件 二〇七
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 二〇七
- 福島県警察本部 一般競争入札を行う件 二〇七
- 正 誤 令和元年八月九日付け定例第二十八号中 二〇九

## 告 示

### 福島県告示第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、太田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
  - 令和二年四月十五日から
  - 同 年五月七日まで（二十三日間）
- 三 縦覧の場所
  - 南相馬市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道いわき石川線	いわき市遠野町大平字皿貝一四番三地先から同 市遠野町字石畑七二番一 地先まで	変更前	変更後	一四・〇〇	九二九・〇
		一四・〇〇	一一四・〇〇	一一四・〇〇	

（道路計画課）

### 福島県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道いわき石川線	いわき市遠野町大平字皿貝一四番三地先から同 市遠野町字石畑七二番一 地先まで	変更前	変更後	一四・〇〇	九二九・〇
		一一四・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	

（道路計画課）

## 福島県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市遠野町大平字皿貝六七番一 地先から 同 市遠野町字石畑七二番一 地先まで	令和二年四月十四日

(道路計画課)

## 福島県告示第三百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定により、福島市から県北都市計画事業福島都心中央土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

令和二年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

(まちづくり推進課)

## 福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交番・駐在所等ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年4月14日

福島県警察本部長 林 学

## 1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 交番・駐在所等ネットワークシステム機器（214拠点）一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 令和2年12月1日から令和7年11月30日まで
- 納入場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年5月12日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年4月14日(火)から同年5月12日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同年4月29日及び同年5月4日から同月6日までを除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙28枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和2年5月26日(火)午後2時

(2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年5月25日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Electronic equipment and data transmission circuits for the network system connecting 214 bases of police facilities including police boxes, residential police boxes, and so on. (including related costs concerning installation, maintenance and removal of the equipment, and installation, setup, adjustment, transition, formulation and tests of the software, etc.) 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 26 May 2020

- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 May 2020
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

( 会 計 課 )

○令和元年八月九日付け定例第二十八号中

一七〇	上	後ろか	九・五	一五・九
ページ	段	行	正	誤

正 誤